

知多市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

知多市長 伊 藤 清一郎

知多市条例第 1 7 号

知多市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

知多市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 7 年知多市条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の知多市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）
第 1 5 条第 2 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた災害
応急作業手当について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた災害応急作業手
当については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた災害応急作業手当であって、
改正前の第 1 5 条第 2 項に規定する金額により支給されたものの支払は、新条例
第 1 5 条第 2 項に規定する金額により支給されるべき災害応急作業手当の内払と
みなす。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(災害応急作業手当) 第15条 (略) 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき<u>1,440円</u> (著しく危険な区域で活動した場合にあっては、<u>2,880円</u>) とする。	(災害応急作業手当) 第15条 (略) 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき<u>1,080円</u> (著しく危険な区域で活動した場合にあっては、<u>2,160円</u>) とする。